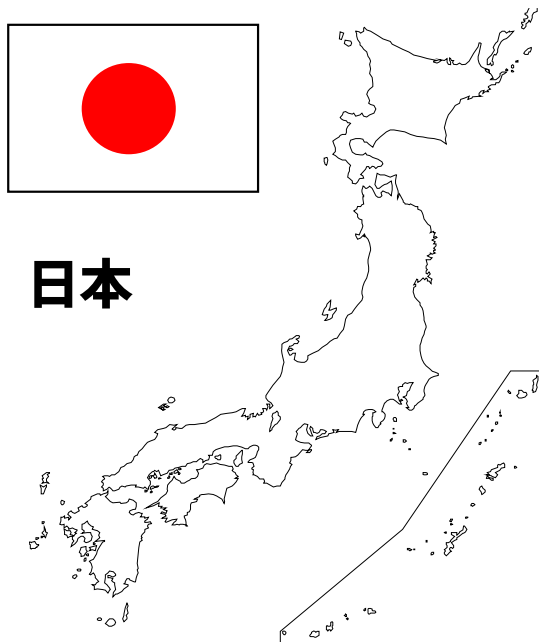


日・印租税条約改正議定書

○租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、税務当局間の国際協力を推進することにより脱税を防止すること等を主な目的とするもの。

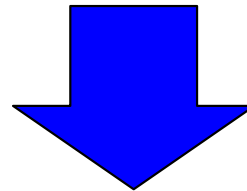
○インドとの間では、現在も租税条約（平成元年発効。）が締結されているが、緊密化する両国間の経済関係を踏まえ、およそ15年ぶりの条約改正。



日本

所得源泉地国課税の軽減

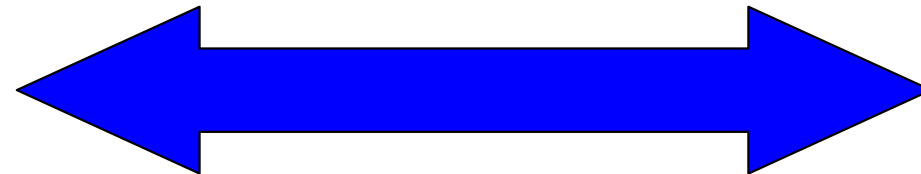
配 当: 引下げ (15%→10%)
利 子: 引下げ (銀行10%、その他15%→一律10%)
使用料、技術上の役務に対する料金 (著作権、特許権、
コンサルタントの役務等の対価等) : 引下げ (20%→10%)



両国間の投資交流の促進



インド



- インド進出の日本企業は約300社。
- 対印投資分野は、自動車、化学、電機などの製造業が中心。

- 日本進出のインド企業数は約80社。
- これまで宝石、海産物等の販売企業
が中心であったが、最近ではIT関連
企業も進出。

(参考) 今後の交渉相手国(18年2月1日現在)

- オランダ (交渉中)
- フランス (交渉中)
- フィリピン (交渉予定)

(注) 英国との租税条約改正は今国会に提出予定。

みなし外国税額控除の廃止

※みなし外国税額控除とは、開発途上国が減免した租税を、進出企業があたかも納付したものとみなして、進出企業（の親会社）がその本国で納付すべき租税の額から控除するもの。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。2004年に発効した日・米租税条約において、投資所得に対する源泉地国課税を大幅に軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、その後の交渉も、原則としてこの方針に沿っている。